福岡市公報

令和６年３月28日　第7040号（別冊11）

発　行　所

福岡市中央区天神一丁目８番１号

福　岡　市　役　所

（総務企画局行政部法制課）

発行日　毎週月・木曜日

—目　　次—　　ページ

交　通　局

○福岡市交通局安全管理規程の一部改正（規程第10号）…… 1

○福岡市交通局企業職員就業規程の一部改正（規程第11号）…… 2

交　通　局

福岡市交通局安全管理規程の一部を改正する規程を制定し、ここに公布する。

令和６年３月28日

福岡市交通事業管理者　小野田　勝　則

福岡市交通事業管理規程第10号

福岡市交通局安全管理規程の一部を改正する規程

福岡市交通局安全管理規程（平成18年福岡市交通事業管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

別表第１中「総務部長」を「総務課長／経営企画課長／財務課長」に、

「総務部長」を「総務課長／職員課長／教習所長／財務課長」に、

「広告・駅ナカ事業課長」を「ＤＸ推進課長」に、

「マーケティング推進室長」を「広告・駅ナカ事業課長」に改める。

附　則

この規程は、令和６年４月１日から施行する。

福岡市交通局企業職員就業規程の一部を改正する規程を制定し、ここに公布する。

令和６年３月28日

福岡市交通事業管理者　小野田　勝　則

福岡市交通事業管理規程第11号

福岡市交通局企業職員就業規程の一部を改正する規程

福岡市交通局企業職員就業規程（昭和49年福岡市高速鉄道事業管理規程第９号）の一部を次のように改正する。

第18条第17号中「いう。）」の次に「、当該子が在籍する学校等の臨時休業等に伴い必要となつた当該子の世話又は当該子が在籍する学校等が実施する行事への参加」を加える。

附　則

この規程は、令和６年４月１日から施行する。

印刷所　松影堂印刷株式会社

この印刷物は再生紙を使用しています